【丸の内シャトルバス】
ラッピング広告（パートラッピング）

2022年8月
株式会社春光社

【丸の内シャトルバス】ラッピング広告（パートラッピング）

■概要

運行開始日	2003年8月2日
運行エリア	大手町・丸の内・有楽町
運行主体	大手町・丸の内・有楽町地区シャトルバス運行委員会
運営	日の丸自動車興業株式会社（大手町・丸の内・有楽町地区シャトルバス運行委員会からの運営委託）
運行台数	3台（大型ノンステップバス） ※うち2台：全日運行、うち1台：平日限定運行
乗車運賃	無料

■運行の概要

	大手町ルート（平日のみ）	通常ルート（元旦除く毎日）
運行時間	8時～10時	10時～20時
運行距離	2.6km	4.2km
所要時間	15～17分/周	35～40分/周
乗降箇所	8箇所	15箇所

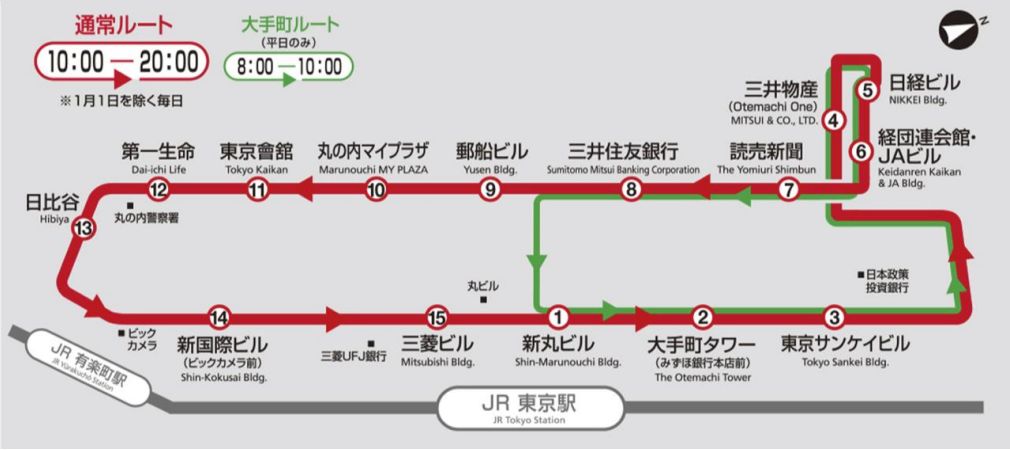

■利用者の推移（約人数）

2003年度	21.4万人	2013年度	62.9万人
2004年度	39.1万人	2014年度	66.8万人
2005年度	38.6万人	2015年度	61.8万人
2006年度	39.5万人	2016年度	64.1万人
2007年度	38.6万人	2017年度	69.3万人
2008年度	43.2万人	2018年度	69.4万人
2009年度	48.2万人	2019年度	65.5万人
2010年度	56.2万人	2020年度	31.4万人（※）
2011年度	62.5万人	2021年度	25.7万人（※）
2012年度	67.1万人		

※ コロナウイルスまん延の影響を受け（運休発生月もあり）、2020年度から利用者数減となっています
※ 運行エリアの各企業でリモートワーク推進がなされている影響を受け、利用者数減となっています
※ 2022年度の利用者数は回復基調にあり、今後の利用者数増が期待されます

【丸の内シャトルバス】ラッピング広告（パートラッピング）

■媒体概要

掲出単位	1ヶ月間（毎月1日スタート）※作業スケジュールの都合により前後する可能性があります
対象車両	3台 ※2022年8月より3台掲出可能となりました ※平日のみ運行車両のみのお申込みは不可です ※車両の定期点検・車検などで運休が発生する場合もあります
販売対象	事前考査ベースで12ヶ月先までの案件 ※決定優先
媒体面	車体両側面 ※車体前部・車体後部・ガラス部はラッピング対象外です（サイズ：約15.8㎡）
メニュー	【一般広告主】【協賛企業】【公共団体】各向けに費用設定があります 下記に単月1台掲出の場合の費用を掲載いたします 複数台割引、複数月掲出割引、の設定もございます 詳細は別紙をご参照ください

■一般広告主（単月1台）

税別円

一般広告主	広告料（GROSS）	審査料（実費）	製作施工撤去料（NET）	小計
単月1台	460,000	100,000	600,000	1,160,000

■協賛企業（単月1台）

税別円

協賛企業	広告料（GROSS）	審査料（実費）	製作施工撤去料（NET）	小計
単月1台	320,000	100,000	600,000	1,020,000

■公共団体（単月1台）

税別円

公共団体	広告料（GROSS）	審査料（実費）	製作施工撤去料（NET）	小計
単月1台	414,000	100,000	600,000	1,114,000

【丸の内シャトルバス】ラッピング広告（パートラッピング）

ラッピング範囲

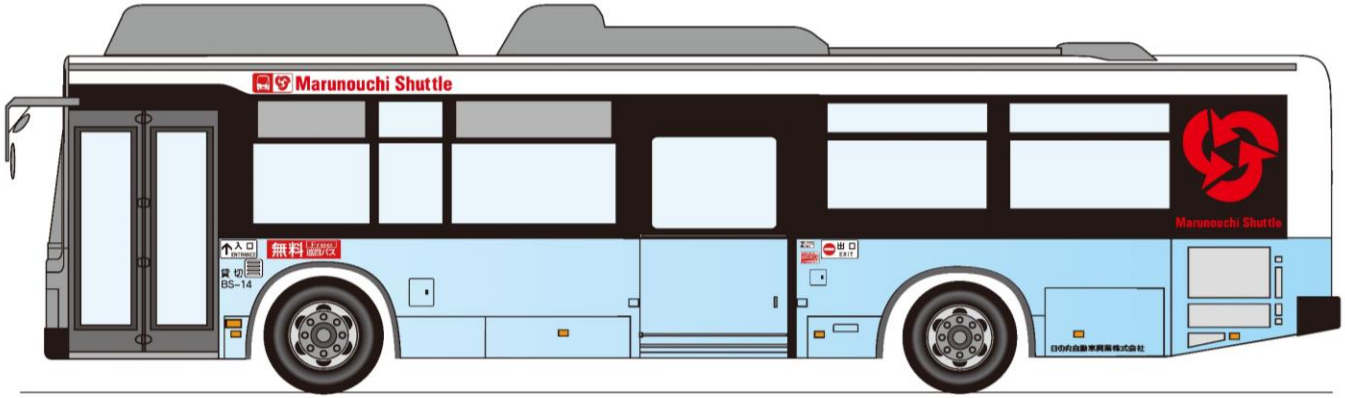

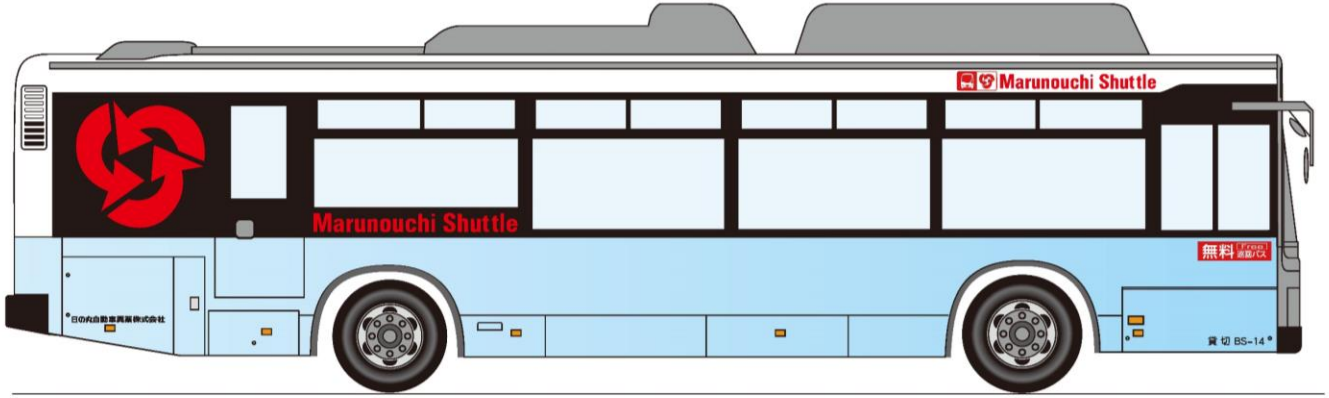

※注　1.車輌データは原寸の1/10で製作されています。デザイン時に縮尺の変更はしないで下さい。
2.ボディ部分の黒のラインは実寸で10mmの切れ目になります。
3.グレー部分は絵柄などが入れられません。
4.写真データ（フォトショップ等）が入る場合、絵柄をカットせずマスクをかけてください。（リヤの両サイド、両側面の後部側は最低250mm絵延ばし）

【丸の内シャトルバス】ラッピング広告（パートラッピング）

■製作スケジュール

・申込みから施工まで約1.5ヶ月間

■その他

・車検、定期検査による運休があります。

【車検】3日間（1年に1回）　　【定検】1日間（3ヶ月に1回）

・運行休止時の補償について

・運休が1ヶ月間で6日以上となった場合は広告料の一部を返金いたします。

【運休が6日～15日の場合】[1日あたり15,000円×運休日数]の返金（協賛企業は1日あたり10,000円）

【運休が16日以上の場合】 1ヶ月分の返金

・事故時の広告面の補修について

・事故による広告面の破損時の補修費用は運行会社が負担します。

・運用車両の変更について

・運用車両の変更、故障等により当該車両が使用できなくなった場合は広告販売枠が変更になる場合があります。

【丸の内シャトルバス】ラッピング広告（パートラッピング）

■掲出基準（大丸有地区シャトルバス運行委員会）

①広告全般に関し以下の内容に該当するものは掲出できない。

- 公序良俗に反するもの
- 人権の侵害、差別、名誉毀損にあたるもの
- 青少年保護、消費者被害防止の観点からふさわしくないもの
- たばこ、風俗営業、パチンコ等に係るもの
- 宗教、思想、政治に関わるもの
- その他、運行委員会がふさわしくないと認めたもの

②都市景観との調和を図るため以下の内容に該当するものは掲出できない。

- 地色に黒色、赤色、ピンク、蛍光色、金色を使用するもの
- 周囲の景観と著しく調和しないもの
- 会社名、商品名を過度に強調したもの
- シャトルバスのイメージと著しくかけ離れたもの

③交通安全上の支障の恐れのある以下の内容に該当するものは掲出できない。

- 自動車運転者の注意を著しく引くもの
- 信号機、道路標識等の効用を妨げるもの
- 発光素材、反射素材を用いたもの
- ストーリー性のある読ませることを前提としたもの
- 文字表記や絵柄が多く過密なもの、または細かく読みづらいもの
- 文字表記が縦書きのもの

④その他、大丸有運行委員会・広告審査会が不適当と認めたものは掲出できない。

■審査基準（丸の内エリアマネジメント広告審査会）

①情報量を精査し、端的な伝達を目指すこと。可読性の確保が出来るようにすること。

②原則として、イベント告知の場合、イベントタイトル、開催日程、開催場所は掲出内容に含めること。

③情報量が多い場合、タイポグラフィ選択により、情報の優先度を明確にすること。

④パンフレットやHPなど、他の媒体でもPRできる内容については、メディアミックスによる情報の分散化を図ること。

⑤色彩については、色調によって審査で指摘が入ることがある。

⑥イベントの告知については、英語表記のみの場合、分かりやすさに配慮すること。

⑦過去に同様のデザインで「掲出可」とした案件であっても、上記を網羅していない場合については、審査会回答によってデザイン修正を行うこと。

【丸の内シャトルバス】ラッピング広告（パートラッピング）

【丸の内シャトルバス】ラッピング広告（パートラッピング）

■協賛企業について

・丸の内シャトルは以下の協賛企業からなる運行委員会から委託を受け運営しています。

【大手町・丸の内・有楽町地区シャトルバス運行委員会】

・ＮＴＴ都市開発
・東京會舘
・日本政策投資銀行
・日の丸リムジン
・三菱商事
・読売新聞
・エコッツェリア協会
・大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会
・大丸有エリアマネジメント協会
・大丸有地区駐車環境対策協議会
・大手町カンファレンスセンター
・東京海上日動火災
・日本生命
・丸の内熱供給
・三菱地所
・サンケイビル
・東京建物
・日本郵便
・みずほ銀行
・三菱ＵＦＪ銀行
・第一生命
・日本経済新聞社
・パレスホテル
・三井物産
・明治安田生命

（50音順　敬称略）

■協賛媒体

・協賛企業は以下の各媒体に協賛しています。

車体後部協賛社名表示

車載パンフレット

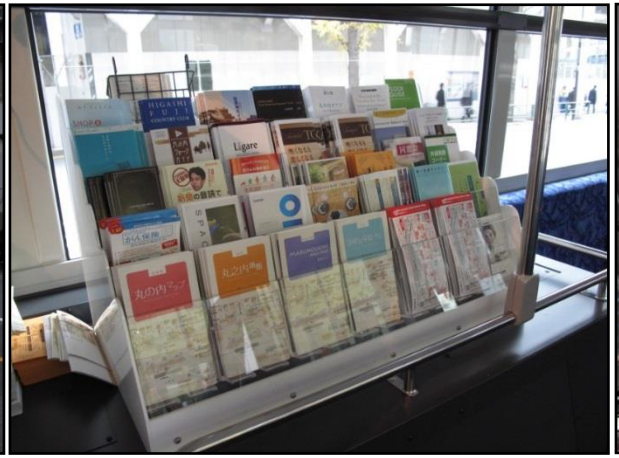

車内サイネージ